

# 里親制度について

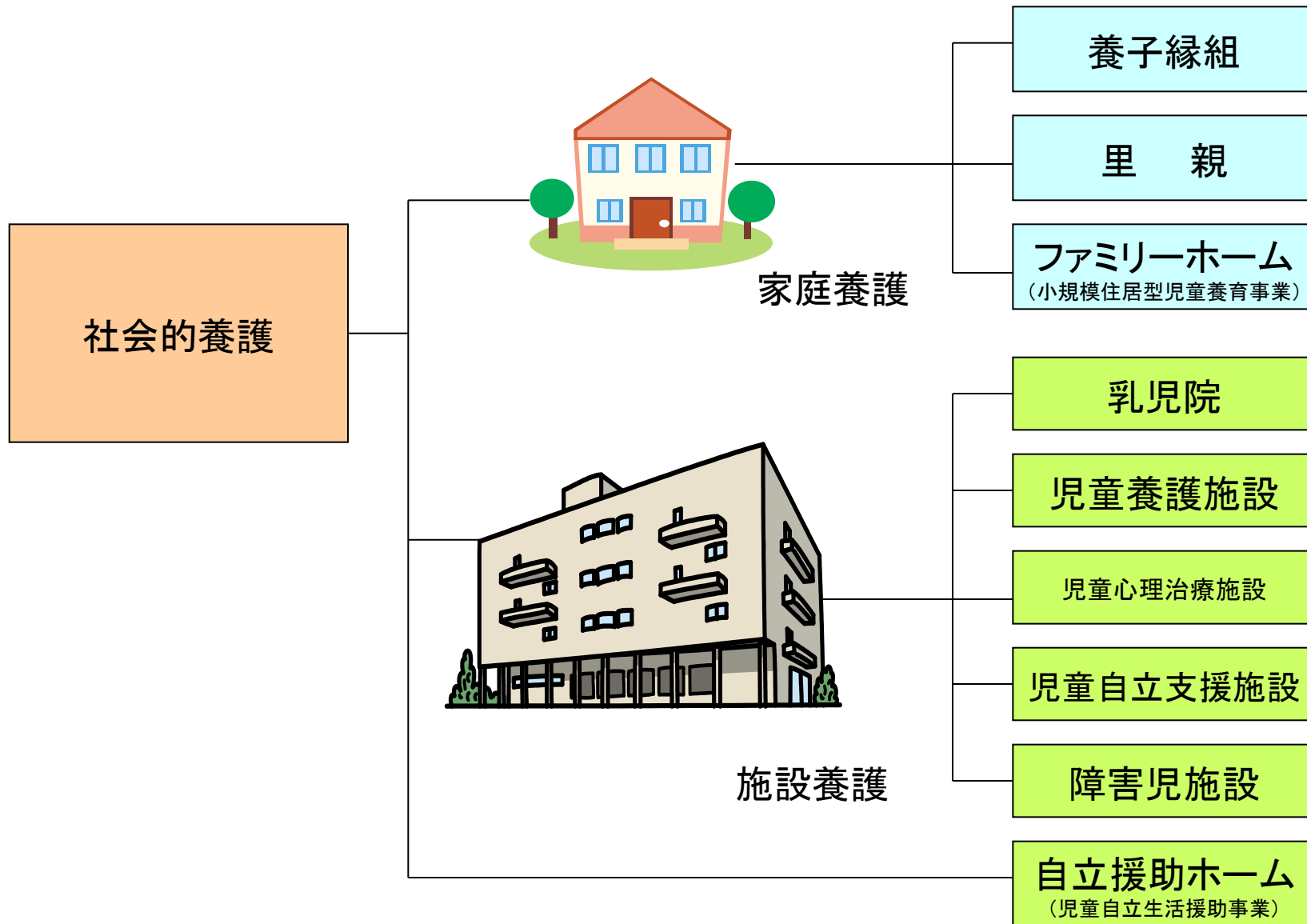
## 研修のポイント

- 社会的養護～施設養護と家庭的養護
- 里親の種別と要件
- 登録までの流れ
- 里親をとりまく状況

京都府家庭支援総合センター

寄り添い支援チーム 藤田 由梨

# 社会的養護体系（イメージ図）



# 全国の里親数、施設数、児童数等

<b>里親</b> 家庭における養育を里親に委託	登録里親数		委託里親数	委託児童数	<b>ファミリーホーム</b> 養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)			
	10,679世帯		3,817世帯	4,973人		ホーム数	287か所	
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	9,073世帯	3,180世帯		3,943人	委託児童数	1,261人
		専門里親	689世帯	167世帯		202人		
		養子縁組里親	3,798世帯	309世帯		309人		
親族里親		526世帯	513世帯	744人				

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
<b>対象児童</b>	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であつて、児童養護施設等を退所した児童等
<b>施設数</b>	136か所	603か所	46か所	58か所	232か所	143か所
<b>定員</b>	3,877人	32,613人	2,049人	3,686人	4,779世帯	934人
<b>現員</b>	2,901人	27,288人	1,399人	1,395人	3,330世帯 児童5,479人	516人
<b>職員総数</b>	4,661人	17,046人	1,024人	1,847人	2,051人	604人

<b>小規模グループケア</b>	1,341か所
<b>地域小規模児童養護施設</b>	354か所

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

# 里親制度の概要

- 里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設
  - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とを制度上区分
  - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、研修を義務化
  - ・平成29年度から、里親の新規開拓から委託児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けるとともに、養子縁組里親を法定化し、研修を義務化

種類	養育里親		養子縁組里親	親族里親
	養育里親	専門里親		
対象児童	要保護児童	次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと
登録里親数	9,073世帯	689世帯	3,798世帯	526世帯
委託里親数	3,180世帯	167世帯	309世帯	513世帯
委託児童数	3,943人	202人	301人	744人

里親に支給される手当等

里親手当  
（月額） 養育里親 86,000円（2人目以降43,000円）  
専門里親 137,000円（2人目以降94,000円）

※平成29年度に引き上げ（それ以前は児童1人当たり、養育里親72,000円、専門里親123,000円）

一般生活費（食費、被服費等。1人当たり月額）乳児 58,570円、乳児以外 50,800円

その他（幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職支度費、大学進学等支度費、医療費、通院費等）

# 里親登録（認定）の要件

## 基本的な要件

- ①要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- ②経済的に困窮していないこと（親族里親は除く。）。
- ③里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。
  - ア 成年被後見人又は被保佐人（同居人にあつては除く。）
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 児童福祉法等、福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - エ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者



### 養育里親

- ・ 養育里親研修を修了していること。

※年齢に一律の上限は設けない。養育可能な年齢であるかどうかを判断。

### 専門里親

- ・ 専門里親研修を修了していること。
- ・ 次の要件のいずれかに該当すること
  - ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有すること。
  - イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたものであること。
  - ウ 都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認められた者であること。
- ・ 委託児童の養育に専念できること。

※年齢に一律の上限は設けない。養育可能な年齢であるかどうかを判断。

### 養子縁組里親

- ・ 養子縁組里親研修を修了していること。

※一定の年齢に達していることや、夫婦共働きであること、特定の疾病に罹患した経験があることだけをもって排除しない。子どもの成長の過程に応じて必要な気力、体力、経済力等が求められることなど、里親希望者と先の見通しを具体的に話し合いながら検討。

### 親族里親

- ・ 要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。
- ・ 要保護児童の両親等が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者であること。

都道府県児童福祉審議会の意見聴取

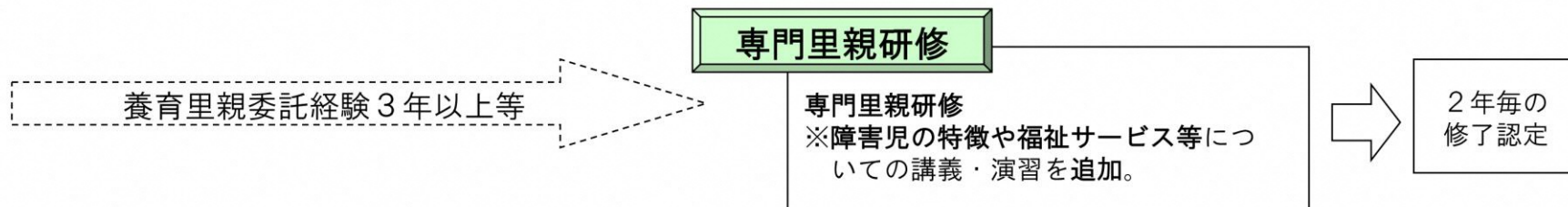
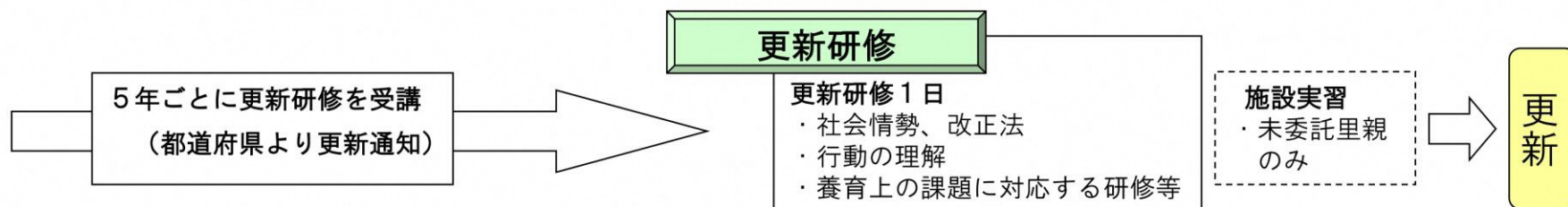
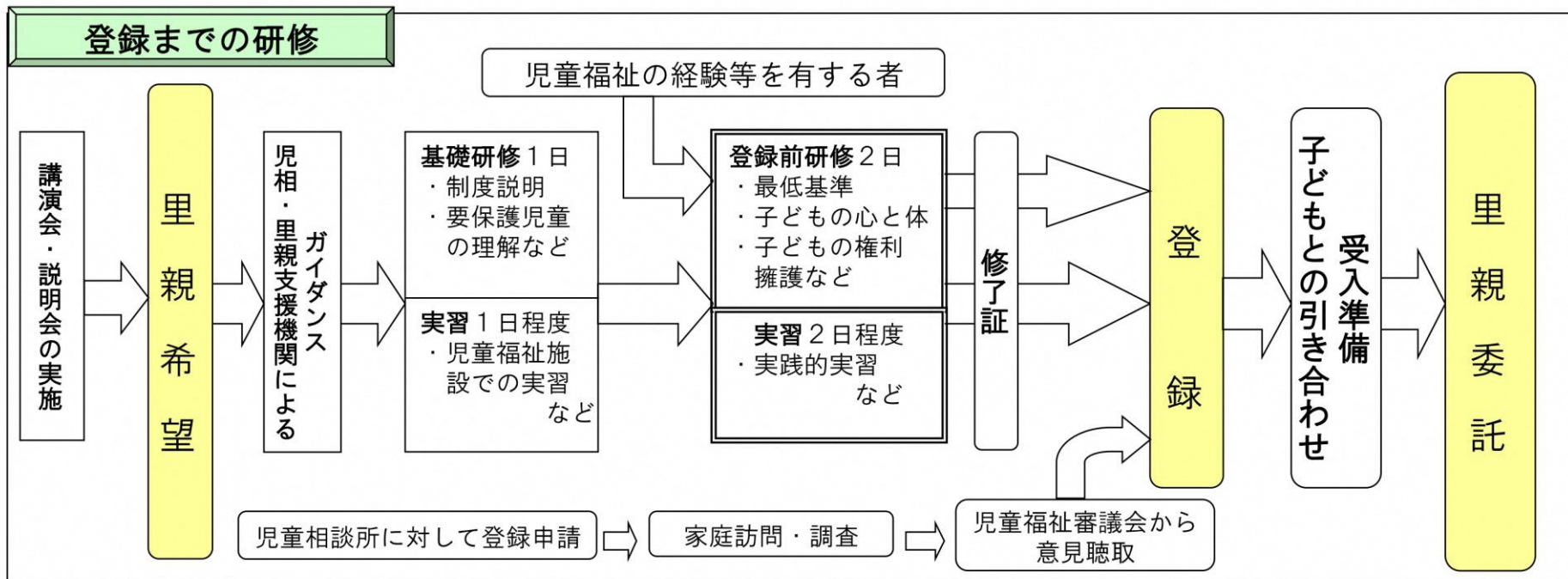
里親名簿への登録

親族里親の認定

5年ごとの登録の更新（更新研修の受講） ※専門里親は2年ごと



# ① 養育里親の里親研修と登録の流れ



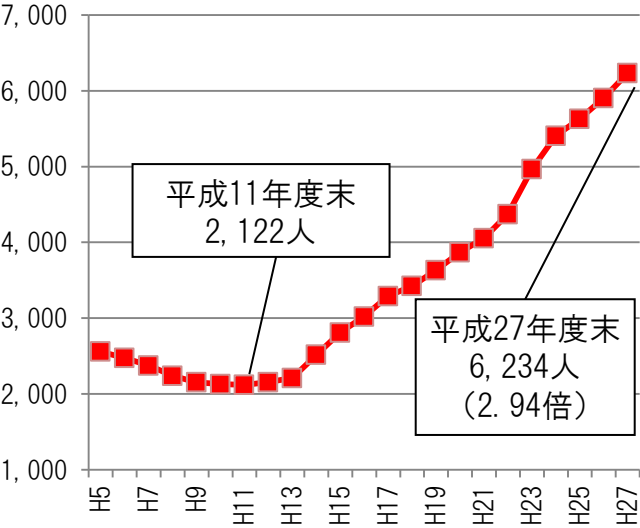
## ②里親研修カリキュラム(例)

・・・実施機関は、都道府県（法人、NPO等に委託可）

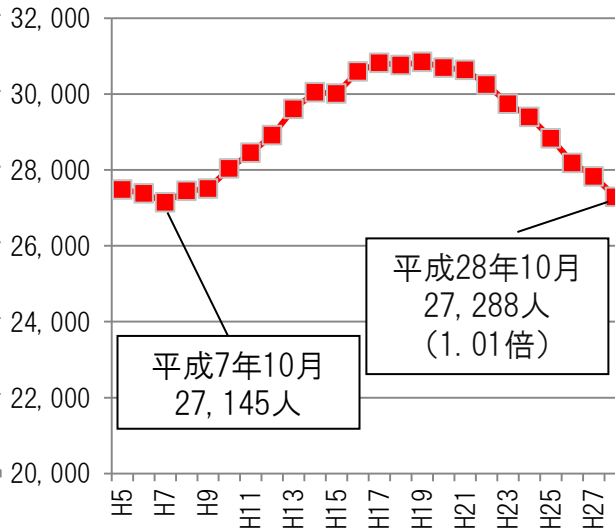
	目 的	期 間	内 容
(1) 基礎研修 ・ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修	①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）	1日 ＋ 実習1日程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）
(2) 認定前研修 ・ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・ 本研修を修了、養育里親として認定される	社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける	2日 ＋ 実習2日程度	①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親）
(3) 更新研修 ・ 登録または更新後5年目の養育里親 ・ 登録有効期間内に受講し登録更新する	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	1日程度 ※未委託の里親の場合は、施設実習（1日）が必要	①社会情勢、改正法など（ex 子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正） ②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex子どもの心理や行動についての理解） ③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点） ④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）

# 全国の要保護児童数の推移

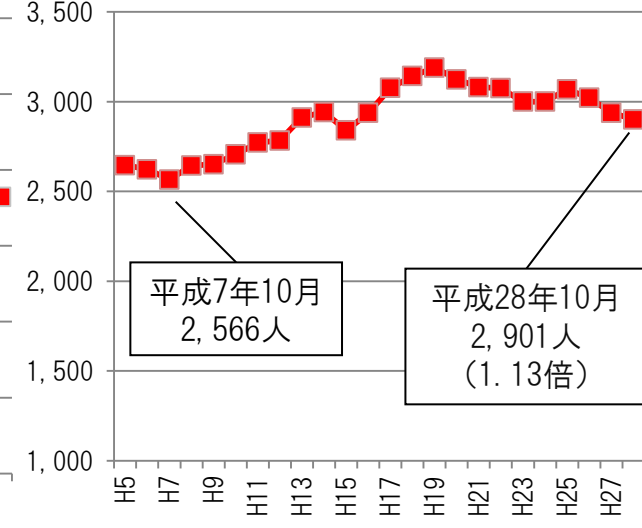
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



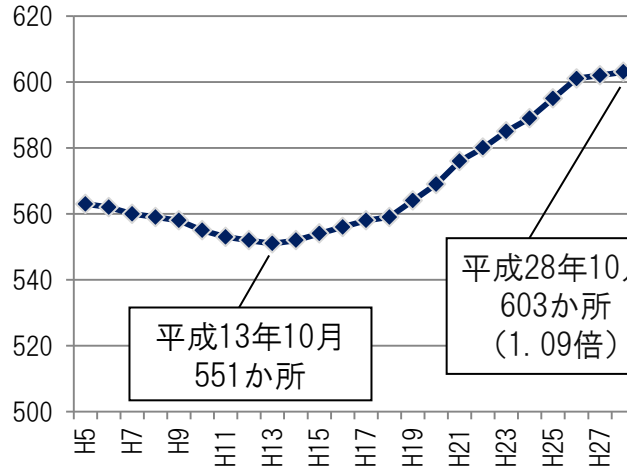
○ 児童養護施設の入所児童数



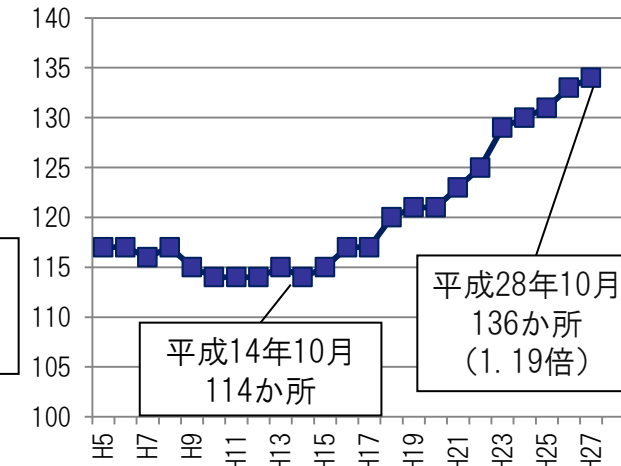
○ 乳児院の入所児童数



○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数



ここ十数年で、里親等委託児童数は約2.9倍、児童養護施設の入所児童数は微増、乳児院が約1割増となっている。



# 里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成18年3月末の9.5%から、平成29年3月末には18.3%に上昇

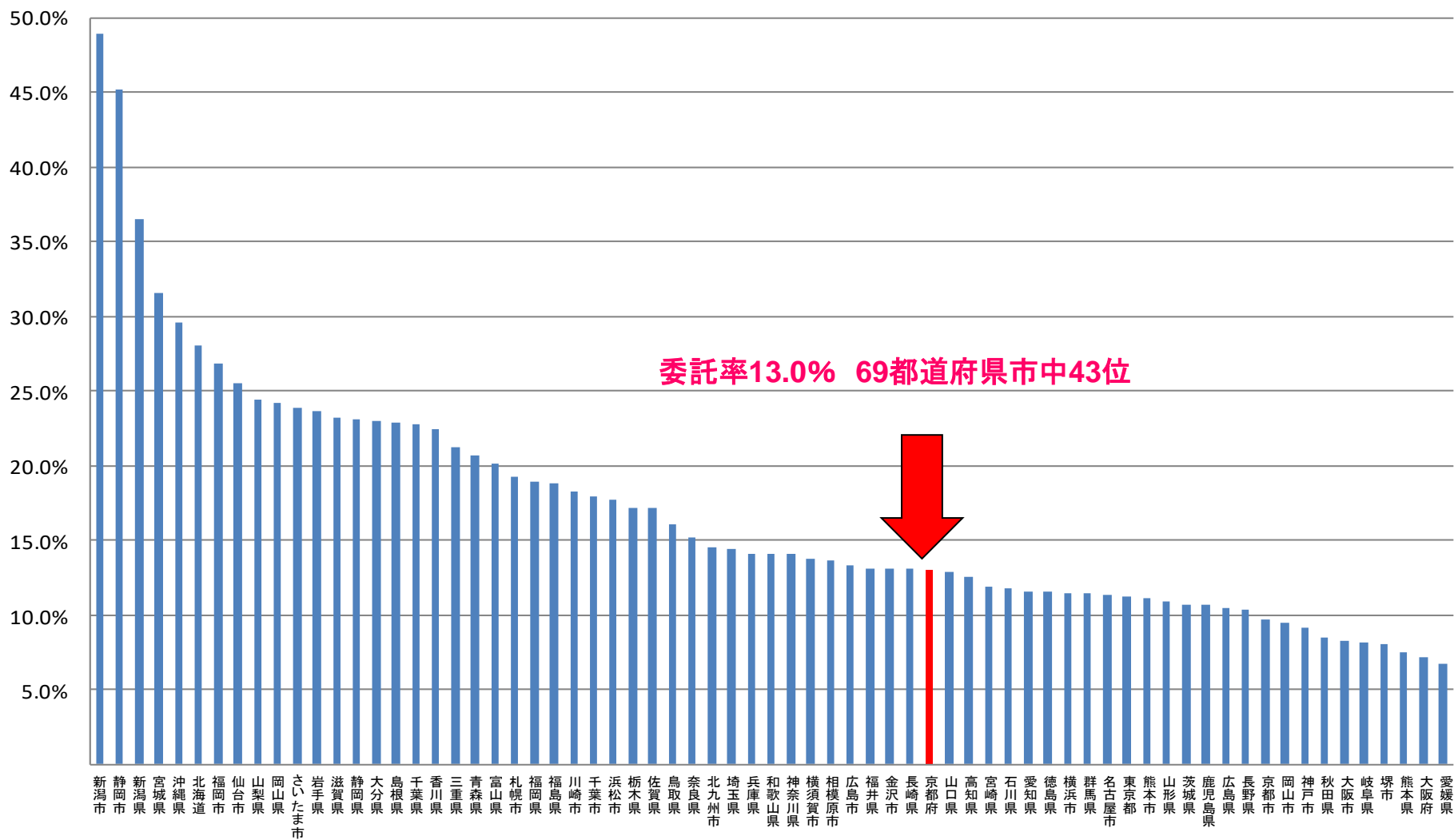
年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。  
ファミリーホームは、平成28年度末で313か所、委託児童1,356人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

(資料) 福祉行政報告例(各年度末現在) ※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

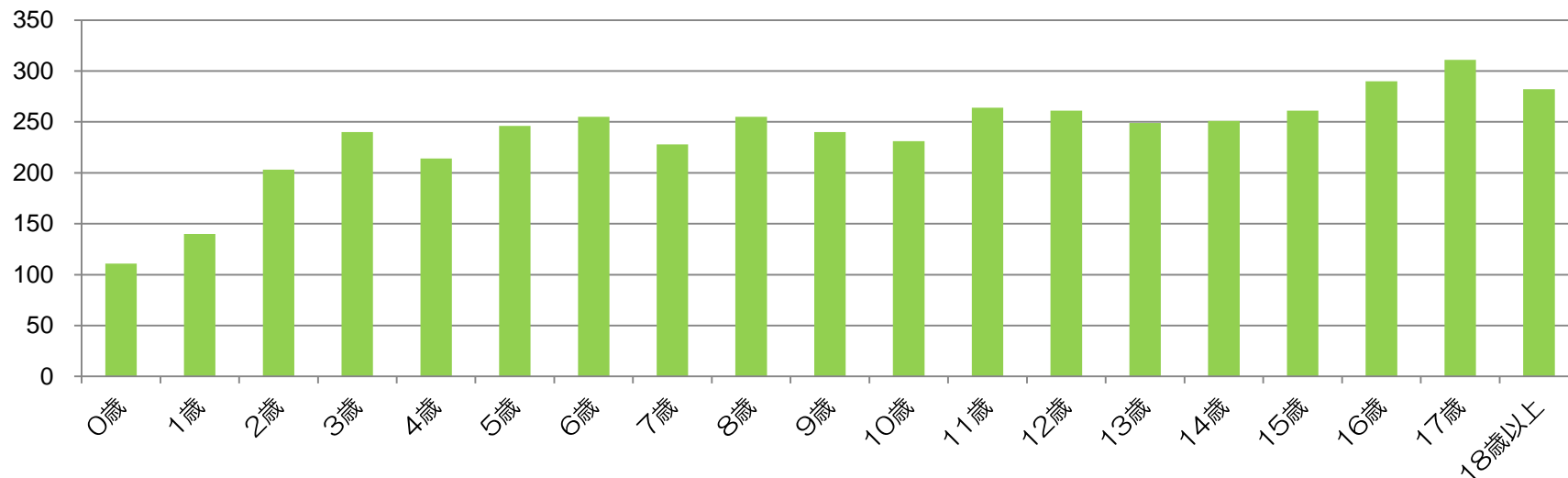
里親等委託率

# 都道府県市別の里親等委託率 (平成28年度)



# 保護を要する子どもの現状

## 里親委託児童の年齢

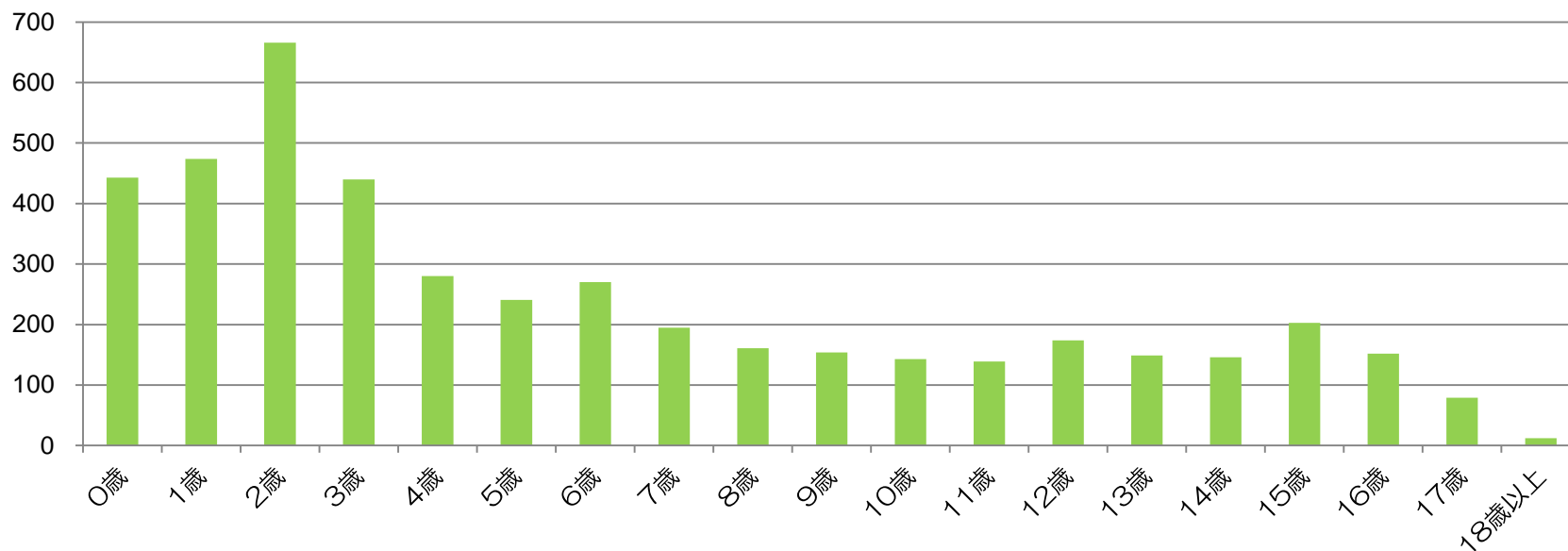


0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上
111	140	203	240	214	246	255	228	255	240	231	264	261	249	251	261	290	311	282

児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日）

# 保護を要する子どもの現状

里親委託時の年齢



0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上
443	474	666	440	280	241	270	195	161	154	143	139	174	149	146	203	152	79	12

児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日）



在所期間別退所児童数（平成28年度中に退所した児童）

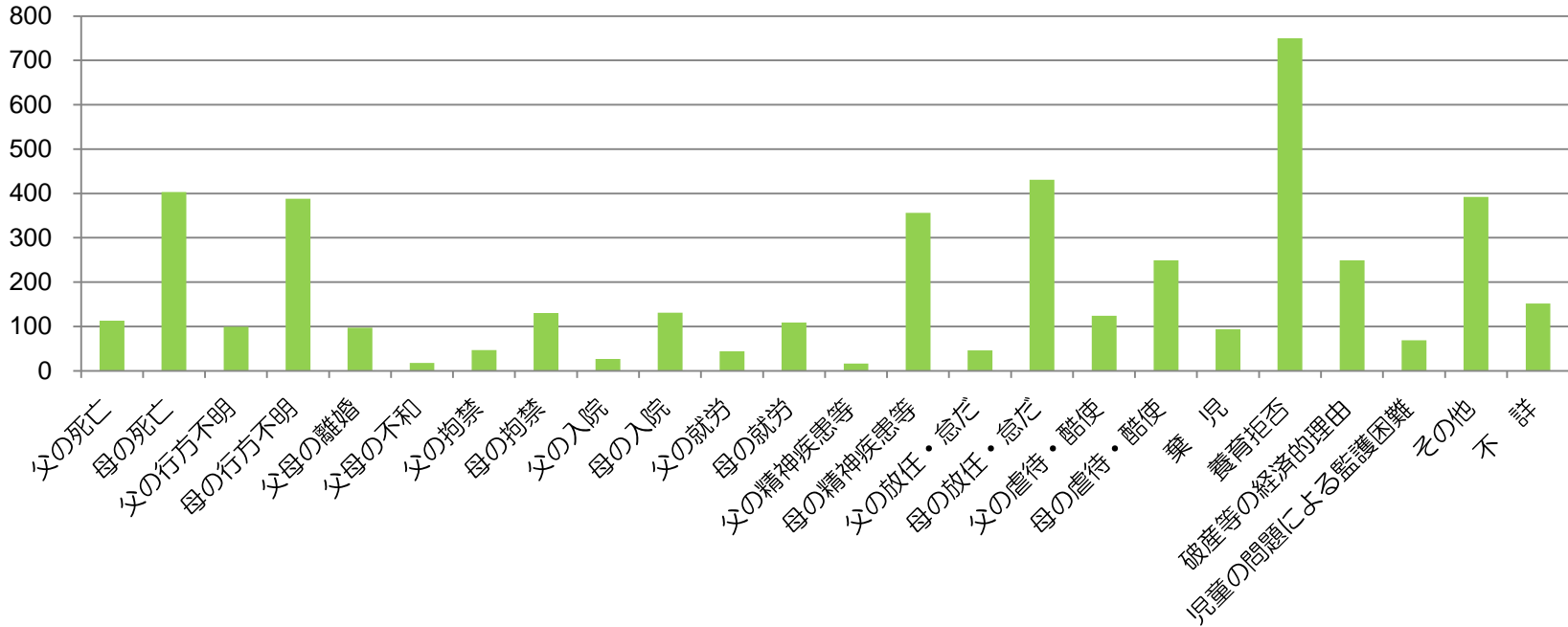
（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1か月未満	75	5.5%	151	7.7%	62	1.2%	4	0.8%	12	1.2%
1か月以上2か月未満	84	6.2%	111	5.6%	96	1.9%	5	1.1%	12	1.2%
2か月以上6か月未満	169	12.4%	288	14.7%	311	6.0%	18	3.8%	42	4.3%
6か月以上1年未満	261	19.2%	340	17.3%	440	8.5%	58	12.3%	229	23.3%
1年以上2年未満	244	18.0%	480	24.4%	668	13.0%	149	31.6%	528	53.8%
2年以上3年未満	125	9.2%	417	21.2%	584	11.3%	105	22.2%	122	12.4%
3年以上4年未満	91	6.7%	134	6.8%	502	9.7%	53	11.2%	28	2.9%
4年以上5年未満	59	4.3%	38	1.9%	375	7.3%	28	5.9%	5	0.5%
5年以上6年未満	56	4.1%	4	0.2%	285	5.5%	25	5.3%	3	0.3%
6年以上7年未満	34	2.5%	2	0.1%	268	5.2%	13	2.8%	0	0.0%
7年以上8年未満	31	2.3%	-	-	187	3.6%	4	0.8%	0	0.0%
8年以上9年未満	13	1.0%	-	-	184	3.6%	3	0.6%	0	0.0%
9年以上10年未満	16	1.2%	-	-	157	3.0%	3	0.6%	0	0.0%
10年以上11年未満	10	0.7%	-	-	149	2.9%	3	0.6%	-	-
11年以上12年未満	17	1.3%	-	-	132	2.6%	1	0.2%	-	-
12年以上13年未満	9	0.7%	-	-	130	2.5%	-	-	-	-
13年以上14年未満	13	1.0%	-	-	133	2.6%	-	-	-	-
14年以上15年未満	18	1.3%	-	-	152	3.0%	-	-	-	-
15年以上16年未満	10	0.7%	-	-	170	3.3%	-	-	-	-
16年以上17年未満	11	0.8%	-	-	123	2.4%	-	-	-	-
17年以上18年未満	7	0.5%	-	-	36	0.7%	-	-	-	-
18年以上	6	0.4%	-	-	8	0.2%	-	-	-	-
総数	1,359	100.0%	1,965	100.0%	5,152	100.0%	472	100.0%	981	100.0%

※家庭福祉課調べ

# 保護を要する子どもの現状

## ・里親委託児における養護問題発生理由



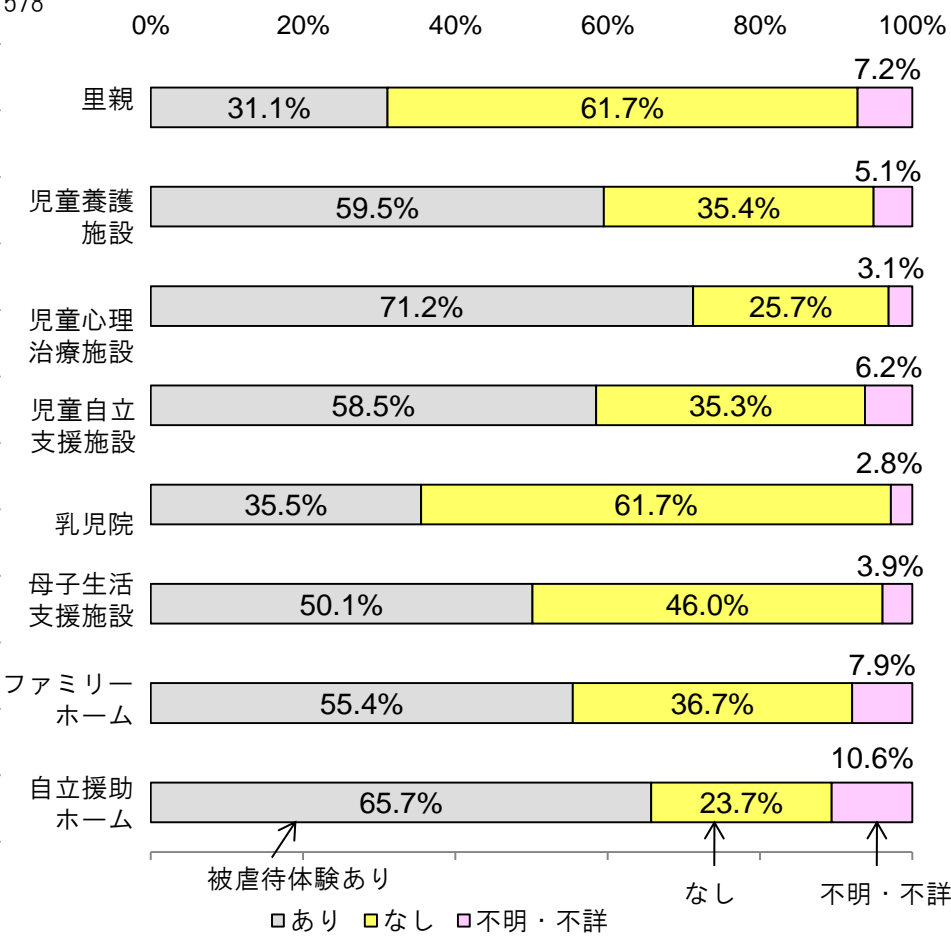
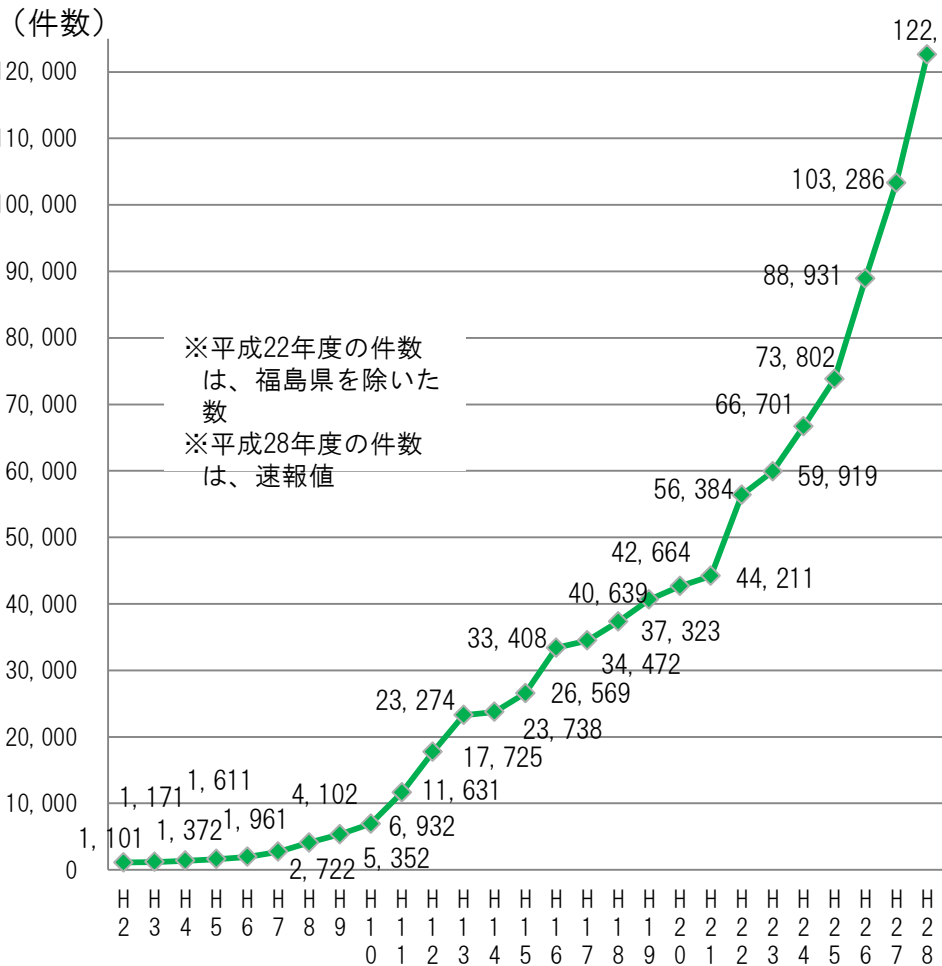
父の死亡	母の死亡	父の行方不明	母の行方不明	父母の離婚	父母の不和	父の拘禁	母の拘禁	父の入院	母の入院	父の就労	母の就労	父の精神疾患等	母の精神疾患等	父の放任・怠だ	母の放任・怠だ	父の虐待・酷使	母の虐待・酷使	棄児	養育拒否	破産等の経済的理由	児童の問題による監護困難	その他	不詳
113	403	99	388	97	18	47	130	27	131	44	109	16	356	46	431	124	249	94	750	249	69	392	152

児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日）

# 虐待を受けた児童の増加

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成28年度（速報値）には約10.5倍に増加。平成29年度速報値は133,778件

○ 里親に委託されている子どものうち約3割、乳児院に入所している子どものうち約4割、児童養護施設に入所している子どものうち約6割は、虐待を受けている。



児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日）

# 京都府の現状

## 登録里親の状況

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
センター	15	12	14	16	14	15	18	20	22	22	25	26	28	25
南部	26	31	26	24	19	13	16	18	20	21	24	29	30	31
北部	33	31	26	27	25	21	23	25	28	30	37	37	43	41
計	74	74	66	67	58	49	57	63	70	73	86	92	101	97

## 平成29年度 登録里親種別

	養育里親	養子縁組里親	親族里親	専門里親	ファミリーホーム
センター	16	8	1	0	0
南部 宇治児童相談所	8	2	0	0	0
南部 京田辺支所	15	6	0	0	0
北部 福知山児童相談所	30	10	1	3	1
	69	26	2	3	1

合計：97（専門里親3,ファミリーホーム1除く）

H30.3.31時点



# 京都府の現状

## 里親委託児童状況

区分 センター	里親委託状況		委託児童状況	
	登録里親	うち委託里親	府措置	他府県市措置
センター	25	6	6	0
南部	31	11	14	2
北部	41	15	18	1
他府県		3	2	—
計	97	35	40	3

## 里親委託率の推移

年度 区分	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
乳児院措置	24	29	32	34	39	42	32	35	37	40	38	37	35	34
児童養護措置	243	270	263	261	246	247	230	231	248	235	241	218	225	219
里親委託児童数B	13	15	19	18	16	16	20	17	19	23	34	36	40	45
合計A	280	314	314	313	301	305	282	283	304	298	313	291	300	298
里親委託率B/A	4.6%	4.8%	6.1%	5.8%	5.3%	5.2%	7.1%	6.0%	6.3%	7.7%	10.9%	12.4%	13.3%	15.1%

# 新しい社会的養育ビジョン

(「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表)

## 経緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会(※)で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(座長：国立成育医療研究センター奥山眞紀子こころの診療部長)

## ポイント

①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決(パーマネンシー保障)の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要があり、その工程において、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮を行う。

<工程で示された目標年限の例>

- ・遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)。
- ・施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。(特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。)
- ・概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

# ホームステイ里親について（家庭生活体験事業）

- 家庭生活体験事業は、児童福祉施設に入所中で、親や親族との面会や帰宅の機会の少ない子どもを対象に、週末や夏休み、年末年始などに短期間、ご家庭に迎え入れていただく事業です。
- 通常の里親制度とは異なる京都府の独自制度です。その実施にあたっては、経費(上限あり)が支払われます。
- 名称は様々ですが、7割程度の都道府県市に同様の制度があります。

## ホームステイ里親に なりませんか？ (家庭生活体験事業)

子どもをずっと家で育てるのは難しいけれど、週末やお正月、長期休みの数日程度、子どもを家庭に迎えて一緒に過ごしたり、一緒に外出したりすることならできるといふ方へ。

- ※児童福祉施設には、週末や長期休暇に保護者のもとに帰宅できない子どもがいます。そうした子どもを、月1回程度の週末や夏休み、冬休みに家庭に迎え入れ、家庭生活を体験していただくものです。
- ※家庭生活を経験することによって、子どもたちが施設を出た後の自立を手助けすることを目的としています。
- ※集団生活を送る子どもたちにとって、長期的に自分にだけ関心を持ってくれる大人の存在は、とても大きな心の励みになるものです。

ホームステイ里親についてのご相談は

- 京都府家庭支援総合センター TEL 075-531-9600  
〒605-0862 京都市東山区清水四丁目 185-1
- 京都府南部家庭支援センター (宇治児童相談所) TEL 0774-44-3340  
〒611-0033 宇治市大久保町井ノ尻 13-1  
(宇治児童相談所 京田辺支所) TEL 0774-68-5520  
〒610-0332 京田辺市興戸小毛話 18-1
- 京都府北部家庭支援センター (福知山児童相談所) TEL 0773-22-3623  
〒620-0881 福知山市宇堀小字内田 1939-1

- 家庭生活を経験することによって、子どもたちが施設を出た後の自立を手助けすることを目的としています。
- 集団生活を送る子どもたちにとって、長期的に自分にだけ関心を持ってくれる大人の存在は、とても大きな心の励みになるものです。

子どもをずっと家で育てるのは難しいけれど、月に1回程度、週末に家に迎えたり、お正月や長期休みの数日程度、子どもを家に迎えて一緒に過ごしたり、一緒に外出したりすることならできるという方へ。

－ ホームステイ里親募集の案内から －